

滋賀県ウイルス性肝炎患者検査費用助成フローチャート

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課 R2.4作成

費用助成対象は

初回精密検査

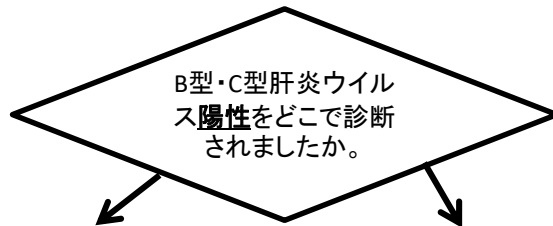
県が指定した、肝疾患連携拠点病院または肝疾患専門医療機関

定期検査

肝疾患連携拠点病院、肝疾患専門医療機関または
日本肝臓学会肝臓専門医が勤務する医療機関

での検査に限る

(肝疾患連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、日本肝臓学会肝臓
専門医が勤務する医療機関は、県のホームページで確認できます)



県、保健所、市町、職域、妊婦健診および術前検査に行う肝炎ウイルス検査(原則、前年4月以降)

左記以外(人間ドッグ等)

初回精密検査

※検査費の一部助成の詳細については別チラシを参照ください

肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がんと診断された

No
(キャリア)

定期的に健診
(自己負担)

Yes

抗ウイルス療法非適応

かつ

下記のすべての条件を満たす

- ・医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療確保に関する法律の規定による被保険者
- ・住民税非課税世帯に属する者または市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
- ・県または市町が行う陽性者のフォローアップに同意した者

治療終了後、経過観察

抗ウイルス療法適応
→医療費助成

定期的検査(2回/年度)

※初回精密検査を1回に含む

※検査費の一部助成の詳細については別チラシを参照ください

